

大阪府立高等学校等体育施設(運動場・体育館)開放使用者心得
(令和5年6月23日以降当面の間)

新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行されましたが、引き続き、開放施設の使用を認められた団体は、いつもの使用者心得に加え、以下の事項を参考とし、基本的な感染症対策を講じながら施設を使用してください。

- 1 以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせるよう事前に周知を行うこと。
 - ・体調が良くない場合(例:発熱、咳、咽頭痛などの諸症状)
 - ・同居家族や身近な知人に感染の疑われる人がいる場合
- 2 マスクの着用については、厚生労働省 HP「マスクの着用について」を参照してください。
- 3 こまめな手洗い、手指消毒を実施すること。
- 4 他の関係者との距離を確保すること。
- 5 体育館の利用にあたっては、扉を開けて換気を実施すること。
- 6 その他、学校からの感染防止に関する利用上の注意がある場合にはそれを遵守すること。

※1 学校の臨時休業や行事日の変更により、急遽利用を中止いただくことがあります。ご了承ください。
(あらかじめ各校のHP等をご確認ください。)